

令和3年かほく市立高松小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26条）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 校内支援委員会

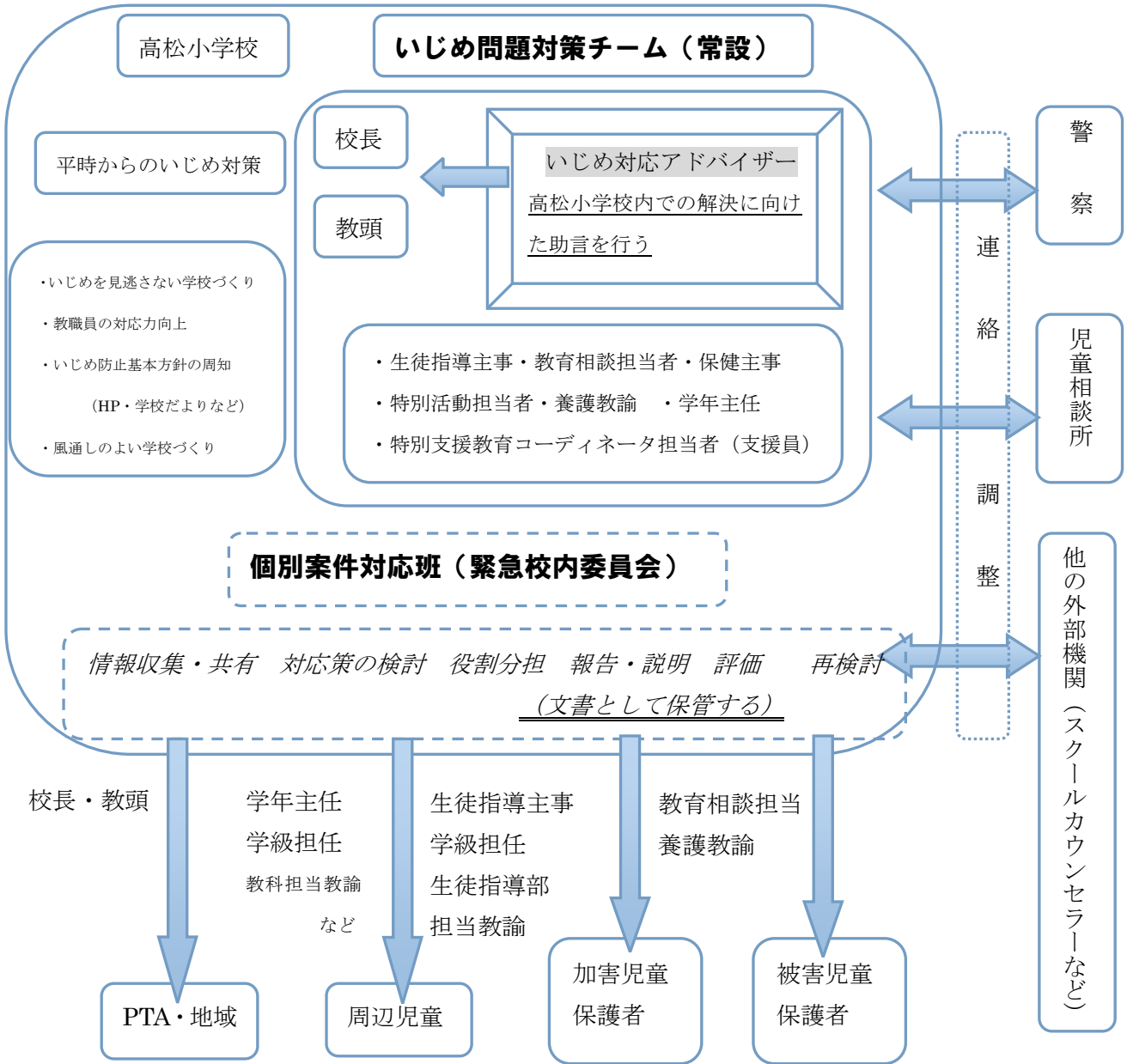
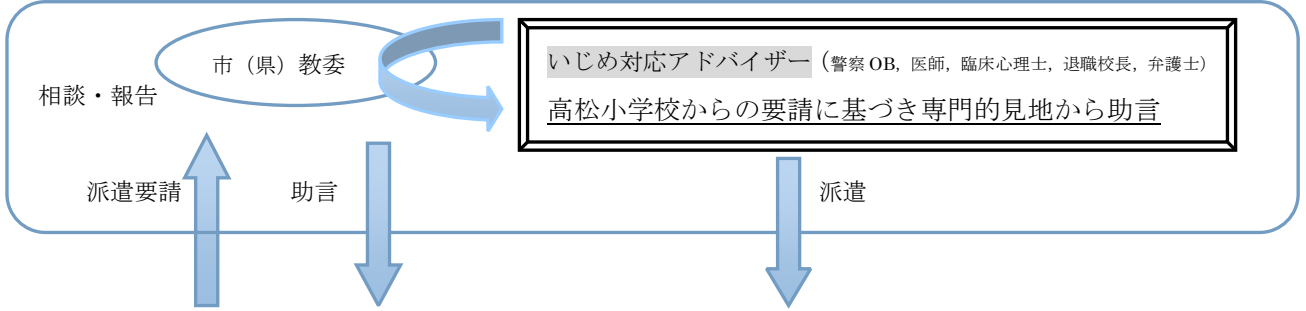
校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のための校内支援委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 職員会、職員終礼での情報交換及び共通理解

毎週金曜日の終礼時に児童理解の会を開き、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。早急な事案については、職員朝礼や終礼で報告する。

いじめ問題に対する校内体制整備

校長をトップとするチームでの体制
いじめを見逃さない学校づくり
外部に開かれた風通しのよい学校づくり→子どもたちが安心して学ぶことができる環境を整える



チームでの役割分担に沿った適切な事案対応

3 いじめ未然防止のための取組（※年間指導計画は別表）

（1）学級経営の充実

- ・ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「なかよしチェックアンケート」や i-check 検査結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- ・分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

（2）道徳教育や人権教育等の充実

- ・道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- ・全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

（3）規範意識の育成

- ・「かかとそろえ」や「あいさつ」などの校内での規律や「正しい姿勢」や「よい返事」や発言の仕方など授業中の規律を定着させることで、規範意識を醸成するとともに、児童生徒が安心して学ぶことができる環境を作る。

（4）自己有用感や自己肯定感を育む取組

- ・「基本的な話し方・聴き方」の共通実践を通して、すべての児童が認められている思いや安心感をもって授業に参加できるように努める。
- ・「いいところ見つけ」の取組を通して、お互いのよい言動を認め合うことで、相手の良い面を見たり、自分を肯定的に感じたりすることができる児童を育てる。

（5）児童会が中心となる取組

- ・「いじめを絶対に許さない」という意識を児童一人一人につけ、学校全体でいじめ撲滅に取り組むために、人権週間を中心に児童自らがいじめ問題について考え、話し合う活動を行う。

（6）なかよし班活動の実施

- ・なかよし班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

（7）児童が主体的に活動する取組

- ・「高松っ子フェスタ」を通して、異年齢集団で協力して活動を行い、相手や周りを気遣う気持ちを養う。

（8）家庭や地域、学校相互間の連携体制の整備

- ・月1回の「なかよしチェックアンケート」を家庭で保護者と行ったり、生徒指導だよりを配付したり、見守り隊の方との情報交換を行うなど、風通しの良い学校づくりに努める。
- ・高松中学校や校区内の幼稚園、こども園と情報交換や交流学习を行う。

（9）インターネット上のいじめに対する対策

- ・全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にモラル教育をするなどして迅速に対応する。

4 いじめ早期発見のための取組（※年間指導計画は別表）

（1）小さなサインを見逃さない取組

- ・日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努める。
- ・児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。
- ・教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

（2）定期的なアンケート調査と個人面談の実施

- ・月1回のいじめに関するアンケート、「なかよしチェックアンケート」を実施する。
- ・「なかよしチェックアンケート」をもとに、一人一人の児童と個人面談をして、思いをくみ取る。（7月・12月は、通知表渡しの際に保護者との面談を行う。）
- ・3年生以上による年2回の i-check アンケートの実施。

（3）相談体制の充実

- ・検査結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。
- ・毎回の「なかよしチェックアンケート」後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- ・スクールカウンセラーや特別支援教育支援員と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

（4）保護者や地域、関係機関との連携

- ・児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。
- ・必要に応じてかほく市教育センター、いしかわ特別支援学校地域支援室、医療機関などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

5 いじめに対する早期対応

- ・いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- ・いじめの事実が確認された場合は、校内支援委員会を開き、対応を協議する。
- ・いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- ・事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、かほく市教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

- ・ 重大事態が発生した旨を、かほく市教育委員会に速やかに報告する。
- ・ かほく市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ・ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 いじめが「解消している」状態

- ①いじめに係る行為の解消被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上を含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、3 か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ②被害者が心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害者の支援を継続するため、支援内容、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。また、いじめが解消している状態に至った後でも、いじめが過去にあったことを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害者及び加害者については、日常的に注意深く観察する必要がある。

（「いじめ防止対策推進法」より）

＜別表＞いじめ対策年間指導計画

	指導等の内容		
	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止基本方針についての検討 【生徒指導部】 いじめ対策に関わる共通理解 始業式でのいじめ防止のメッセージ（校長） 児童に対する情報交換【職員会】配付 児童理解の会 なかよしチェックアンケート① 	<ul style="list-style-type: none"> 学級開き・学級ルールづくり【学級活動】 なかよし班顔合わせ会 縦割り掃除開始 一年生を迎えるなかよし集会 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策についての説明・啓発【学校だより】
5月	<ul style="list-style-type: none"> 児童理解の会 なかよしチェックアンケート② 相談週間① i-check 検査① 	<ul style="list-style-type: none"> 行事を通じた人間関係づくり【遠足・宿泊体験学習】 なかよし班遊び 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者との情報交換【地域訪問】【自転車教室】 生徒指導便り配付
6月	<ul style="list-style-type: none"> 児童理解の会 なかよしチェックアンケート③ <p>【いじめ対応アドバイザーの児童観察といじめ対策チームへの助言】</p>	<ul style="list-style-type: none"> なかよし班遊び 	<p>【学校だよりによるいじめ対応アドバイザーの活動紹介】</p>
7月	<ul style="list-style-type: none"> 児童理解の会 なかよしチェックアンケート④ 自己評価の実施 <p>】</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネット・メールなどの使用状況調査 	<ul style="list-style-type: none"> なかよし班遊び 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者との情報交換【通知表渡しての懇談】 生徒指導便り配付
8月	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導に関する研修 <ul style="list-style-type: none"> i-check 検査①結果を踏まえた考察と対応策の共有 	<p>【平和を考える集会】</p>	
9月	<ul style="list-style-type: none"> 始業式でのいじめ防止のメッセージ（校長） 児童理解の会 なかよしチェックアンケート⑤ 	<ul style="list-style-type: none"> 行事を通じた人間関係づくり【運動会】 	

10月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解の会 ・なかよしチェックアンケート⑥ ・相談週間② 	<ul style="list-style-type: none"> ・行事を通した人間関係づくり【社会見学・宿泊体験学習】 【校内マラソン大会】 【かほく市小学校体育大会】 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導便り配付
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解の会・ ・i-check 検査② ・なかよしチェックアンケート⑦ ・生徒指導に関する研修 ・いじめ対応アドバイザーによる校内事例検討会【職員研修】 	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよしフェスティバル ・高学年児童対象ネットいじめ防止教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策についての啓発 ・講演会【学校公開参観日】
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解の会 ・なかよしチェックアンケート⑧ ・自己評価の実施 ・i-check 検査②結果を踏まえた考察と対応策の共有 ・児童に対する情報交換【職員会】 	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよし班遊び 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者との情報交換【通知表渡しての懇談】 ・保護者アンケートの実施 ・生徒指導便り配付
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・始業式でのいじめ防止のメッセージ（校長） ・児童理解の会 ・なかよしチェックアンケート⑨ 	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよし新年会 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者アンケートの報告【学校だよりにアンケート結果報告】 ・いじめ対策についての啓発【学校公開参観日】
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解の会 ・なかよしチェックアンケート⑩ ・相談週間③ いじめ対応アドバイザーを助言者として招聘【児童理解の会③】 	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよしプレゼント作り ・行事を通した人間関係づくり【6年生を送る会】 ・スクールカウンセラーによる心の健康教室【5年生保健学習】 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解の会 ・なかよしチェックアンケート⑪ 【次年度の学級編成作成】 【次年度のなかよし班作成】 	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよしお別れ会 ・行事を通した人間関係づくり【卒業式】 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導便り配付
●スクールカウンセラーは、毎週木曜来校			